

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

令和7年4月18日

独立行政法人日本芸術文化振興会
国立文楽劇場長 佐藤 和男

1. 業務概要

- (1) 件名 大阪・関西万博で開催する「人形浄瑠璃文楽」ミニ公演と特別展示『体感！文楽の世界』の企画デザイン及び設営等業務
- (2) 履行期間 契約締結日より令和7年9月1日まで
- (3) 概要 本件は、独立行政法人日本芸術文化振興会が大阪・関西万博 ギャラリーEAST（大阪市此花区夢洲）にて開催する「人形浄瑠璃文楽」ミニ公演と特別展示『体感！文楽の世界』において、会場をデザインし、設営する業務である。

2. 参加資格

- (1) 独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程第16条及び第17条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 独立行政法人日本芸術文化振興会一般競争（指名競争）参加資格において、令和6年度の「物品の製造」における営業品目「その他印刷類」又は「役務の提供等」における営業品目「広告・宣伝」で「A」、「B」、「C」又は「D」等級の認定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けている者であること。）。なお、全省庁統一資格において当該資格を有する者は、同等級の認定を受けている者とみなす。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 独立行政法人日本芸術文化振興会又は文部科学省関係機関から取引停止又は指名停止の処分を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 暴力団又は暴力団関係者ではなく、かつ暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していない者であり、「誓約書」に誓約できるものであること。

3. 手続等

- (1) 問合せ先
〒542-0073 大阪府大阪市中央区日本橋1丁目12番10号
独立行政法人日本芸術文化振興会 国立文楽劇場事業推進課 小木曾 幸彦
電話番号 06-6212-5084（ダイヤルイン）
- (2) 参加要領等資料の交付期間及び場所
令和7年4月18日（金）から独立行政法人日本芸術文化振興会HP（トップページ>入札情報一覧）又は上記（1）にて交付する。交付は無料とする。
- (3) 企画提案書の提出期間、場所及び方法
令和7年4月18日（金）から令和7年5月20日（火）午後5時まで
上記（1）に持参又は郵送（提出期間内必着、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により提出すること。
※（1）～（3）の受付は土曜、日曜及び祝日を除く午前10時から午後5時までとする。

4. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案書の作成及び提出に要する経費は、企画提案者の負担とする。
- (3) 契約保証金 免除
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 企画提案書の無効等
 - ①虚偽の内容が記載されている企画提案書は無効とする。
 - ②企画提案書が次の条件のいずれかに該当する場合は失格となることがある。
 - ア)「制作要項」に示された事項に適合しないもの。
 - イ)本要領に定める提出期限、場所及び方法等に適合していないもの。
 - ウ)記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - エ)記載すべき事項以外の内容(企画提案者の名称を含む。)が記載されているもの。
 - オ)許容された表現以外の表現方法が用いられているもの。
- (6) 誓約書の提出 本公募の企画提案者は、申請書提出時に、分任契約担当役(独立行政法人日本芸術文化振興会 国立文楽劇場長)が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。
- (7) 誓約書の遵守 上記(5)の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の申請を無効とするものとする。
- (8) 手続きにおける交渉の有無 有
- (9) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3.(1)に同じ。
- (10) 企画提案書は、返却しない。
- (11) 企画提案書は、本手続以外に企画提案者に無断で使用しない。ただし、企画提案書は、公正性、透明性及び客観性を確保するために必要がある場合は、公表することがある。
- (12) 企画提案書は、特定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (13) 企画提案書の提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。また、企画提案書に記載された担当予定者は、病床、死亡、退職等の極めて特別な理由があると認められた場合を除き当該予定者を配置できない場合は、企画提案書の特定についてはこれを取り消す。
- (14) 企画提案書の作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表又は他の目的のために使用することはできない。
- (15) 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(独立行政法人日本芸術文化振興会 HP トップページ>調達情報)を参照の上、その内容について同意了承すること。
(参照：<https://www.ntj.jac.go.jp/about/procurement/info.html>)